

# 防犯カメラ契約約款

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

- 1 株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下、「当社」といいます。）は、当社が提供する防犯カメラ契約約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、本約款に定める提供内容及び条件について、以下のとおり、「防犯カメラレンタルサービス」（第2章第1条第6号で定義されます。）、「防犯カメラ保守サービス」（第3章第1条第6号で定義されます。）、「防犯カメラクラウドレンタルサービス」（第4章第1条第6号で定義されます。）、又は「防犯カメラクラウド保守サービス」（第5章第1条第6号で定義されます。）を提供します。
- 2 本約款の規定のうち、第1章の規定は本サービス契約のすべてに適用され、本サービス契約のうち、防犯カメラレンタルサービスに関する契約（以下、「防犯カメラレンタルサービス契約」といいます。）には第2章の規定、防犯カメラ保守サービスに関する契約（以下、「防犯カメラ保守サービス契約」といいます。）には第3章の規定、防犯カメラクラウドレンタルサービスに関する契約（以下、「防犯カメラクラウドレンタルサービス契約」といいます。）には第4章の規定、防犯カメラクラウド保守サービスに関する契約（以下、「防犯カメラクラウド保守サービス契約」といいます。）には第5章の規定がそれぞれ適用されるものとします。

### 第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。本約款を変更するときは、一定期間の猶予を設けた上で、変更の効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社webサイトに掲載又はその他の方法により、契約者へ告知するものとします。

### 第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### （1）本物件

本サービスの提供対象となる集合住宅等をいいます。

#### （2）本サービス

当社が本物件に対し提供する「防犯カメラレンタルサービス」、「防犯カメラ保守サービス」、「防犯カメラクラウドレンタルサービス」及び「防犯カメラクラウド保守サービス」の総称をいいます。

(3) 契約者

当社と本サービスに関する契約を締結している者をいいます。

(4) 再委託者

当社が本サービスの一部又は全部を委託する第三者をいいます。

(5) サービス料

契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払う本サービスの料金をいいます。

(6) 消費税等

消費税及び地方消費税をいいます。

(7) 管理会社

契約者又は契約者との間で本物件に関して管理委託契約その他これに類する契約を締結している第三者をいいます。

(8) 本サービス契約

本約款の内容を承諾の上で、当社所定のオプション申込書（以下、「オプション申込書」といいます。）に基づき、当社と契約者との間で契約される本サービスに関する契約をいいます。

(9) 本サービス提供開始日

本サービス契約の締結後に当社が契約者に確定通知書により通知する本サービスの提供を開始する日をいいます。防犯カメラレンタルサービスについては第2章第6条、防犯カメラ保守サービスについては第3章第5条、防犯カメラクラウドレンタルサービスについては第4章第6条、防犯カメラクラウド保守サービスについては第5章第5条の各規定に定めるとおりです。

#### 第4条（本サービス契約の申込と承諾）

- 1 本サービス契約を申込書による方式によって締結するときは、本サービス契約を締結しようとする者は、本約款を承諾の上、当社所定の方法により申込みを行うものとします。この場合、オプション申込書が当社に到達した時点をもって、当社との間で本サービス契約が締結されたものとします。なお、本サービス契約は、書面、電磁的記録その他の当社の所定の方法により締結されるものとします。
- 2 前項の申込みを行った者（以下、「申込者」といいます。）が、本サービス提供開始日の前日までの間に申込者都合により当該申込みのキャンセルを行った場合、キャンセル手数料として50,000円に消費税等を加算した金額を、キャンセルした日の属する月の翌月末日までに当社が別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします（振込手数料は申込者の負担とします。）。この場合、前項の定めにかかわらず、当該申込者との間において本サービス契約は、何らの通知又は

催告なしに解約されるものとします。なお、本サービスの提供開始日以降の解約については、第2章以下の規定に従うものとします。

- 3 当社は、本サービスの提供開始日までに、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、第1項の定めにかかわらず、本サービス契約を直ちに書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。以下、同じ。）により通知することにより、解約する場合があります。なお、本サービスの提供開始日以降の解約については、第2章以下の規定に従うものとします。

- (1) 申込みの際に虚偽の事実を通知したことが判明したとき
- (2) 申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 契約者が本約款に定める義務に違反するおそれがあるとき
- (4) 当社のサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除又は利用を停止されている事が判明した場合
- (5) 申込者が反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であったと判明した場合
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又は支障を及ぼすおそれがあると当社が判断したとき

## 第2章 防犯カメラレンタルサービス契約

### 第1条（定義）

本章においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 防犯カメラ  
オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載されたカメラとします。
- (2) カメラ画像  
本条第1号の防犯カメラで撮影された画像とします。
- (3) 録画装置  
本条第2号のカメラ画像を録画・保存・再生する機能を有する録画装置とします。
- (4) 録画画像  
本条第3号の録画装置に録画・保存されたカメラ画像とします。
- (5) カメラシステム  
オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載された防犯カメラ、録画装置等（以下、「カメラシステム機器」といいます。）及び配線等により構成されるシステムとします。

(6) 防犯カメラレンタルサービス

本章に基づき、カメラシステムを利用して当社が提供するサービスをいい、その内容は本章第2条に定めるとおりとします。

(7) インターネットサービス

別途締結される契約（以下、「インターネットサービス契約」といいます。）に基づき当社により提供されるインターネット接続サービスとします。

(8) インターネット設備

インターネットサービス契約に定める、本物件における当社のインターネットサービスを提供するための共用部のインターネット関連設備とします。

(9) 管理権限

契約者が第2条第1項第1号に定めるカメラ録画画像の検索機能（以下、「画像検索サービス」といいます。）を自ら利用する場合に必要な当社が発行するID及びパスワードをいう。なお、発行された管理権限の管理責任は契約者が負うものとしてします。

(10) 管理権限者

契約者が自ら画像検索サービスを利用するために、本条第9号の管理権限を付与した者としてします。

## 第2条（防犯カメラレンタルサービスの内容）

1 当社が提供する防犯カメラレンタルサービスは、以下の各号に定める内容によるものとしてします。

(1) 「録画画像の検索機能」

録画装置及び契約者が自ら用意するパーソナルコンピューターで利用可能な、録画画像の再生、検索及びダウンロードができる機能を提供します。

(2) 「遠隔動作監視サービス」

録画装置及びカメラの動作異常を検知した時に、録画装置からインターネット経由で通知を行うことで動作監視をします。

(3) 「遠隔調査サービス」

前号の遠隔動作監視サービスによる異常信号の受信又は契約者からの申告により、カメラ画像や録画装置の動作状態を、インターネットサービスを利用したネットワークにより遠隔で確認及び調査する。なお、契約者の当該申告は本条第7項に定める窓口に対して行うものとしてします。

(4) 「保守対応オンサイトサービス」

前号の遠隔調査サービス又は契約者からの申告により、カメラシステムに故障や障害等を確認し、本物件現地にて保守対応の実施が必要と判断した場合、当社又

は当社の再委託者により修理若しくは部品交換等による障害除去を行うものとします。なお、契約者の当該申告は本条第7項に定める窓口に対して行なうものとします。

#### (5)「サポートサービス」

本条第7項に定める窓口にて、本条第1項第1号に定める画像検索等の利用方法等について契約者のサポートを行うものとします。

- 2 契約者はインターネット設備やカメラシステムの障害若しくは過度の負荷、停電、メンテナンス等により、本条第1項第1号から第3号の全部又は一部が利用できない場合があることを予め承諾するものとします。
- 3 契約者は、本物件に設置された録画装置が、安定稼動を目的として定期的かつ自動的に電源の再起動を行う場合があること、及び再起動が完了するまでの間、防犯カメラレンタルサービスの全部又は一部が利用できなくなることを、予め承諾するものとします。
- 4 防犯カメラの取付け位置は、オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載します。
- 5 録画画像の権利は、第三者に権利の全部又は一部が帰属する場合を除き、全て契約者に帰属するものとします。
- 6 本条第1項第4号の保守対応オンサイトサービスにおいて、障害等の要因が契約者の使用管理の不備による場合は、修理・部品交換等の障害等除去に要する費用は、契約者の負担とする。また、当社の責によらないカメラ機器の破損・故障その他の不具合（ただし、経年による劣化は除きます。）については、復旧又は補修にかかる費用は契約者にて負担するものとします。
- 7 当社は、本条第1項第3号及び第4号に定める契約者からの申告並びに本条第1項第5号に定めるサポートサービス受け付けのための窓口（以下、「ヘルプデスク」といいます。）を設けるものとします。ヘルプデスクの受付日時は全日の24時間とします。
- 8 現地オンサイト対応時間については原則として平日9時から17時とし、当社は可能な範囲で迅速な復旧に努めるものとします。ただし、人員手配・天候・機材調達等の理由により、現地対応及び復旧に時間を要する場合があることを予め契約者は了承するものとします。

### 第3条（レンタル提供）

当社は、本章第10条第1項の有効期間中、カメラシステム機器を契約者にレンタルするものとします。

#### 第4条（所有権）

カメラシステム機器の所有権は、オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載のとおりとする。なお、録画画像の権利は、本章第2条第5項に定めるとおりとします。

#### 第5条（契約者の協力）

- 1 契約者は、当社又は当社の再委託者がカメラサービスを提供するために、必要な範囲においてインターネット設備を利用することを承諾するものとします。また、カメラ稼働と保守の際の電力については契約者が負担するものとします。
- 2 契約者は、カメラシステムを本来の用途に従い利用するものとし、機器故障・作動不良等を発見した場合には、すみやかにヘルプデスクを通じて当社に通知するものとします。
- 3 契約者は、契約者が当社の承諾なしにインターネット設備やカメラシステムの構成を変更した場合、当社による防犯カメラレンタルサービスの全部又は一部の提供ができない事態が生じ得ることを予め承諾するものとします。
- 4 契約者は当社がカメラシステム保守のために本物件に入館することを承諾するものとします。入館する際は原則として契約者又は本物件の管理会社等の許可を得るものとするが、契約者又は管理会社等に連絡が取れず、かつ緊急やむを得ないときは、契約者又は管理会社等の承諾無く本物件に立ち入ることができるものとします。なお、契約者は入館するための開錠手配等に協力するものとします。
- 5 契約者は、当社及び当社の再委託者が、本物件の入居者に対する防犯カメラレンタルサービスに関連する各種案内のために本物件へ立ち入り、各種案内書類を配付することがあることを予め承諾するものとします。

#### 第6条（防犯カメラレンタルサービスの開始日）

防犯カメラレンタルサービスの提供及びレンタル開始日が確定したときに、契約者に対して通知するものとします。ただし、通信回線工事の遅延その他の正当な理由があるときは、当社は、契約者に対して事前に通知することにより、サービス開始日及び課金開始日を変更することができるものとします。

#### 第7条（再委託）

- 1 当社は、防犯カメラレンタルサービスに関する業務の一部又は全部を当社の再委託者に委託することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
- 2 前項に基づき、当社が再委託者に委託する場合、当社は防犯カメラレンタルサービス契約と同様の義務を再委託者に課すものとし、再委託者の行為に関し一切の責を

負うものとしします。

## 第8条 (料金)

- 1 本章に基づき、契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払うサービス料はオプション申込書で定めた金額のとおりとしします。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、サービス料に変動後の税率により計算した消費税等を加算し、算出するものとしします。
- 2 サービス料の支払いについては当月末締め翌月末日まで払い(当社の指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなります。)とし、支払方法については当社の指定する金融機関の指定口座に現金振込みにて対応又は契約者の銀行口座からの口座振替による対応のうち、当社の指定する方法により支払うものとしします。なお、金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとしします。また、支払いにかかる金融機関の手数料は、契約者の負担としします。
- 3 当社は、契約者が支払期日までに支払を行わないときは、支払期日の翌日から支払の前日までの日数に応じて、遅延金額に対し、年14.6%の割合で計算した金額を請求金額に加えて、遅延損害金として契約者に請求できるものとしします。
- 4 当社は、契約者がサービス料の支払いを行わず、当社が督促を行ってもなお支払いがなされない場合には、サービス料の支払期日から相当期間経過後に、防犯カメラレンタルサービスの停止及び防犯カメラレンタルサービス契約の解約を行うことができるものとしします。
- 5 利用日数が1か月に満たない場合のサービス料については、当月の日割りにより計算するものとしします。なお、日割りにより端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てるものとする。ただし、本章第11条に基づき契約者からの意思表示により防犯カメラレンタルサービス契約が終了し、その結果利用日数が1か月に満たない場合には、日割りによる計算は適用せず、契約者は当社に対し1ヵ月分を支払うものとしします。
- 6 当社の責に帰すべき事由により、防犯カメラレンタルサービスを全く利用できない状態が24時間以上継続した場合、契約者の申し出により、当該状態の発生を当社が認知しうる状態になった時点から24時間を経過する毎に1日として日数を計算し、当月のサービス料は日割りにより減額するものとしします。なお、日割りにより端数が生じた時は小数点以下を切り捨てるものとしします。
- 7 防犯カメラレンタルサービス契約締結後、経済情勢、諸物価の変動が生じた場合、当社の申し出により契約者当社協議しサービス料を変更することができるものとしします。

## 第9条（免責事項等）

- 1 当社は、防犯カメラレンタルサービスに関して、以下の各号に該当する場合において、当社の責めに帰することができない事由により防犯カメラレンタルサービスが一時的に中断された場合は、当社は一切の責任を負わず、契約者は本章第8条のサービス料の支払いを免れないものとします。
  - （1）大規模災害等による不可抗力による場合
  - （2）通信回線障害、天災等不測の事故等による場合
  - （3）当社及び通信回線業者等の設備保守、点検、工事等による場合
  - （4）カメラシステムに機能障害が発生した場合
  - （5）カメラシステムの機能・性能を超える事由による場合
  - （6）本章第2条第3項に定める録画装置の再起動により防犯カメラレンタルサービスの全部又は一部が利用できなくなる場合
  - （7）契約者の管理権限の管理不備による場合
  - （8）その他乙の責に帰することができない事由による場合
- 2 防犯カメラレンタルサービスの中断について、当社は防犯カメラレンタルサービス契約の定めのほか、当社の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、カメラシステムにより撮影・録画・保存された録画面像を含むカメラ画像の利用等において第三者（入居者を当然に含みます。）の権利に配慮するとともに、防犯カメラレンタルサービスが悪用されることのないよう適切な措置を講ずることとし、当社はこれに可能な範囲において協力するものとするものとします。
- 4 カメラ画像及び録画面像の取扱いについての全ての責は契約者が負い、当社はカメラ画像及び録画面像の取扱いについての一切の責から免れるものとします。なお、オプション申込書に記載されるカメラシステム以外で、契約者が設置するエレベーター内等のカメラからの画像について、カメラシステムの外部入力画像として録画に協力する場合も、その録画の如何、及びその外部入力録画面像についても、当社は一切の責から免れるものとします。
- 5 カメラ画像及び録画面像の取扱いについて、入居者その他の第三者からクレーム、異議申立、損害賠償請求等がなされた場合、契約者は自己の費用と責任により対応及び解決するものとします。
- 6 契約者は、防犯カメラレンタルサービスが、防犯カメラのレンタルを行うことを目的としたものであり、実際に犯罪抑止効果が生じることや、犯罪行為等の原因究明等に資することは一切保証しないことはもとより、現実に盗難・暴行・器物損害等の犯罪行為が発生した場合に契約者又は入居者若しくは第三者に生じた損害につ

いて、当社が一切これを賠償する責を負うものではないことを、予め承諾するもの  
とします。

- 7 防犯カメラレンタルサービスは、契約者が想定ないし期待するカメラ画像について、  
それらカメラ画像の閲覧、録画及び保存を保証しないものとします。
- 8 防犯カメラレンタルサービスにおいて録画及び保存されたカメラ画像は、契約者自身  
の責任においてこれを管理するものとし、当該カメラ画像の管理は防犯カメラレン  
タルサービスのサービス内容としないものとします。
- 9 当社は、防犯カメラレンタルサービスにおいて録画及び保存されたカメラ画像につ  
き、一切の権利を主張しないものとします。
- 10 防犯カメラレンタルサービスの中断について、本章第17条に定める場合を除き、  
契約者の当社に対する損害賠償請求は、債務不履行、不法行為、不当利得その他請  
求原因の如何にかかわらず、本章第8条第6項に定める額を限度とし、当社は、こ  
れを超える損害賠償責任を一切負わないものとします。

#### 第10条（有効期間）

- 1 防犯カメラレンタルサービス契約の有効期間は、オプション申込書に定める期間と  
します。
- 2 防犯カメラレンタルサービス契約は、契約満了日の3か月前までに書面により契約  
者又は当社のいずれからも何ら申し出がないときは、有効期間が更に1年間延長さ  
れるものとし、以後も同様とします。

#### 第11条（契約の解約）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対して3か月前までに書面による意思表示をすること  
により、防犯カメラレンタルサービス契約を契約者と当社双方協議のうえ、解約す  
ることができます。
- 2 前項の定めにかかわらず、契約者は、本サービス提供開始日から防犯カメラレン  
タルサービス契約において定める有効期間満了日までは、防犯カメラレンタルサー  
ビス契約を中途解約することはできません。ただし、防犯カメラレンタルサービス契  
約を解約する日から有効期間満了日までのサービス料相当額を中途解約に伴う解  
約金として一括して当社に支払うことにより、防犯カメラレンタルサービス契約を  
解約することができます。
- 3 契約者又は当社が本約款又は防犯カメラレンタルサービス契約に違反した場合、各  
相手方は書面により相当の期間を定めて是正の催告を行った後、なお是正されない  
場合は直ちに防犯カメラレンタルサービス契約を解約できるものとします。

- 4 契約者は、インターネットサービス契約を前提とした契約であり、インターネットサービス契約が解約等により終了した場合、防犯カメラレンタルサービス契約も連動して終了することを予め承諾するものとします。この場合において、契約者は防犯カメラレンタルサービス契約を解約する日から有効期間満了日までのカメラサービス料相当額を中途解約に伴う解約金として一括して当社に支払うものとします。なお、本章第10条2項の有効期間が1年間延長された期間においてインターネットサービス契約が終了したときは、この限りではありません。
- 5 契約者及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知催告をすることなく防犯カメラレンタルサービス契約を解約することができるものとします。
  - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、公租公課滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
  - (2) 会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられたとき、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始若しくは破産の申立てをしたとき、若しくは、第三者からこれらの申立てがなされたとき
  - (3) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は支払停止状態に至ったとき
- 6 本章第5条第3項の事由により防犯カメラレンタルサービスの継続提供が不可となった場合、当社は防犯カメラレンタルサービス契約を直ちに解約できるものとします。
- 7 防犯カメラレンタルサービス契約が以下の各号により解約される場合でかつ防犯カメラレンタルサービス契約において定める有効期間内の場合、契約者は防犯カメラレンタルサービス契約において定める有効期間満了日までのサービス料を一括して、当社の請求後、直ちに支払うものとします。
  - (1) 契約者が本約款又は防犯カメラレンタルサービス契約に違反したことによる本条第3項に基づく防犯カメラレンタルサービス契約の解約
  - (2) 契約者が本条第5項に該当したことによる防犯カメラレンタルサービス契約の解約
  - (3) 本条第6項による防犯カメラレンタルサービス契約の解約
  - (4) 契約者が本章第17条第3項に定める場合に該当したことによる防犯カメラレンタルサービス契約の解約

#### 第12条 (レンタル品の返還)

契約者は、防犯カメラレンタルサービス契約が終了した場合、カメラシステム機器を直ちに当社に返還しなければなりません。ただし、契約者と当社双方協議により、

契約者が当社から当該機器の全部又は一部を譲り受ける場合はこの限りではありません。

#### 第13条（録画画像に関する特例）

契約者は、当社が本章第2条第1項第4号に定める保守対応オンサイトサービスの実施にあたり、障害除去等のため録画装置を交換した場合、交換前の録画装置については、当社にて当社の事務所等に引き上げるものとし、録画された画像については、本章第2条第5項及び本章第9条第8項にかかわらず、本物件から録画装置を引き上げた日の1か月後に、当社にて消去することを予め承諾するものとし、

#### 第14条（原状回復）

本章第12条に定めるレンタル品返還に伴い、レンタル品取付部の補修工事等が必要な場合、全て契約者の負担で行なうものとし、

#### 第15条（個人情報の保護）

- 1 当社は、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」といいます。）を遵守し、本約款及び防犯カメラレンタルサービス契約に基づき取得した個人情報（個人情報保護法において定義されたものをいい、以下単に「個人情報」といいます。）を適正に取り扱うものとし、第三者に開示又は漏洩しないものとし、
- 2 当社は、個人情報を適切かつ厳重に保管管理し、個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破壊等を防止するために必要かつ適切な安全措置を講じるものとし、
- 3 当社は、契約者から提供を受けた個人情報の返却又は消去を相手方が求めた場合は、合理的な理由がない限り、その指示に応じるものとし、
- 4 当社は、個人情報の漏洩等の事故を知った場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに契約者に報告すると共に必要な対応策を協議するものとし、
- 5 当社は、個人情報に関し、前各項に定めなき事項については、「個人情報の保護に関する法律」ほか各種法令に基づいて取り扱うものとし、

#### 第16条（秘密保持）

契約者は、防犯カメラレンタルサービスの提供に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、防犯カメラレンタルサービス契約の有効期間中及び防犯カメラレンタルサービス契約の終了後であっても、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本約款及び防犯カメラレンタルサービス契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩

してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受けたとき（又は情報を入手したとき。以下、同様。）、既に所有していた情報
- (2) 開示を受けたとき公知の情報、又は開示を受けた後、その責によらず公知となった情報
- (3) 正当な開示権限を有する第三者から要請があった場合の、その要請の対象となる情報
- (4) 開示された秘密情報を使用することなく、独自の開発等を通じて自ら知得した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
  - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為

(3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為

(4) その他これらに準ずる行為

- 3 契約者又は当社は、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解約の意思を書面で通知の上、直ちに防犯カメラレンタルサービス契約を解約することができます。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解約権を行使した他方当事者に対し、当該解約に基づく損害賠償を請求することはできません。
- 4 前項に定める解約は、解約権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げません。

#### 第18条 (当事者の変更)

- 1 本物件の売却、相続等の事由により、契約者の契約上の地位が第三者に変更される場合には、契約者は速やかに当社へ通知のうえ、当社所定の契約名義変更の手続きを行うものとします。
- 2 契約者が本物件の管理会社等の場合において、管理会社等の変更が生じたときは、防犯カメラレンタルサービスを継続して提供できるように変更後の管理会社等又は本物件の所有者等との間で防犯カメラレンタルサービス契約と同等の契約を締結できるよう努めるものとします。ただし、同等の契約を締結できた場合には、本章第11条第2項ただし書きの規定は適用しないものとする。

#### 第19条 (契約内容の変更)

契約者及び当社は、防犯カメラレンタルサービス契約の内容を協議の上、書面をもって一部変更することができるものとします。

#### 第20条 (協議)

本約款又は防犯カメラレンタルサービス契約に定めのない事項及び本約款又は防犯カメラレンタルサービス契約に関連して生じた疑義については、各当事者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

#### 第21条 (準拠法)

本約款及び防犯カメラレンタルサービス契約は、日本法に準拠するものとします。

#### 第22条 (合意管轄)

本約款及び防犯カメラレンタルサービス契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第3章 防犯カメラ保守サービス契約

#### 第1条（定義）

本章においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 防犯カメラ

オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載されたカメラとします。

(2) カメラ画像

本条第1号の防犯カメラで撮影された画像とします。

(3) 録画装置

本条第2号のカメラ画像を録画・保存・再生する機能を有する録画装置とします。

(4) 録画画像

本条第3号の録画装置に録画・保存されたカメラ画像とします。

(5) カメラシステム

オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載された防犯カメラ、録画装置等（以下、「カメラシステム機器」といいます。）及び配線等により構成されるシステムとします。

(6) 防犯カメラ保守サービス

本章に基づき、カメラシステムを利用して当社が提供するサービスをいい、その内容は本章第2条に定めるとおりとします。

(7) インターネットサービス

別途締結される契約（以下、「インターネットサービス契約」といいます。）に基づき当社により提供されるインターネット接続サービスとします。

(8) インターネット設備

インターネットサービス契約に定める、本物件における当社のインターネットサービスを提供するための共用部のインターネット関連設備とします。

(9) 管理権限

契約者が録画装置及び契約者が自ら用意するパーソナルコンピューターで利用可能な、録画画像の再生、検索及びダウンロードができる機能（以下、「画像検索サービス」といいます。）を自ら利用する場合に必要な当社が発行するID及びパスワードをいう。なお、発行された管理権限の管理責任は契約者が負うものとします。

(10) 管理権限者

契約者が自ら画像検索サービスを利用するために、本条第9号の管理権限を付与し

た者とします。

## 第2条（カメラ保守サービスの内容）

- 1 当社が提供するカメラ保守サービスは、以下の各号に定める内容によるものとします。
  - (1)「遠隔動作監視サービス」

録画装置及びカメラの動作異常を検知した時に、録画装置からインターネット経由で通知を行うことで動作監視をします。
  - (2)「遠隔調査サービス」

前号の遠隔動作監視サービスによる異常信号の受信又は契約者からの申告により、カメラ画像や録画装置の動作状態を、インターネットサービスを利用したネットワークにより遠隔で確認及び調査する。なお、契約者の当該申告は本条第9項に定める窓口に対して行うものとします。
  - (3)「保守対応オンサイトサービス」

前号の遠隔調査サービス又は契約者からの申告により、カメラシステムに故障や障害等を確認し、本物件現地にて保守対応の実施が必要と判断した場合、当社又は当社の再委託者により修理若しくは部品交換等による障害除去を行うものとします。なお、契約者の当該申告は本条第9項に定める窓口に対して行なうものとします。
  - (4)「サポートサービス」

本条第9項に定める窓口にて、画像検索サービスの利用方法等について契約者のサポートを行うものとします。
- 2 契約者はインターネット設備やカメラシステムの障害若しくは過度の負荷、停電、メンテナンス等により、本条第1項第1号から第3号の全部又は一部が利用できないことがあることを予め承諾するものとします。
- 3 契約者は、本物件に設置された録画装置が、安定稼動を目的として定期的かつ自動的に電源の再起動を行うことがあること、及び再起動が完了するまでの間、防犯カメラ保守サービスの全部又は一部が利用できなくなることを、予め承諾するものとします。
- 4 防犯カメラの取付け位置は、オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載します。
- 5 録画画像の権利は、第三者に権利の全部又は一部が帰属する場合を除き、全て契約者に帰属するものとします。
- 6 本条第1項第3号の保守対応オンサイトサービスにおいて、防犯カメラおよび録画装置の機器代を含む保守費用は当社の負担とします。ただし、本章第9条第1項の

有効期間が経過した場合、防犯カメラおよび録画装置の機器代は契約者の負担とします。

- 7 前項の定めにかかわらず、障害等の要因が契約者の使用管理の不備による場合は、修理・部品交換等の障害等除去に要する費用は、契約者の負担とします。また、当社の責によらないカメラシステム機器の破損・故障その他の不具合（ただし、経年による劣化は除きます。）については、復旧又は補修にかかる費用は契約者にて負担するものとします。
- 8 防犯カメラ及び録画装置の機器保証は本章第 9 条第 1 項の有効期間となり、当該有効期間終了後に故障等が発生し交換対応をした場合は、防犯カメラ及び録画装置の機器代金のみ契約者が負担するものとし、旧機の撤去や新機の設置設定費用は当社が負担します。なお、新機の価格について都度見積とします。
- 9 当社は、本条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める契約者からの申告並びに本条第 1 項第 4 号に定めるサポートサービス受け付けのための窓口（以下、「ヘルプデスク」といいます。）を設けるものとします。ヘルプデスクの受付日時は全日の 24 時間とします。
- 10 現地オンサイト対応時間については原則として平日 9 時から 17 時とし、当社は可能な範囲で迅速な復旧に努めるものとします。ただし、人員手配・天候・機材調達等の理由により、現地対応及び復旧に時間を要する場合があることを予め契約者は了承するものとします。

### 第 3 条（所有権）

カメラシステム機器の所有権は、オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載のとおりとする。なお、録画画像の権利は、本章第 2 条第 5 項に定めるとおりとします。

### 第 4 条（契約者の協力）

- 1 契約者は、当社又は当社の再委託者が防犯カメラ保守サービスを提供するために、必要な範囲においてインターネット設備を利用することを承諾するものとします。また、カメラ稼働と保守の際の電力については契約者が負担するものとします。
- 2 契約者は、カメラシステムを本来の用途に従い利用するものとし、機器故障・作動不良等を発見した場合には、すみやかにヘルプデスクを通じて当社に通知するものとします。
- 3 契約者は、契約者が当社の承諾なしにインターネット設備やカメラシステムの構成を変更した場合、当社による防犯カメラ保守サービスの全部又は一部の提供ができない事態が生じ得ることを予め承諾するものとします。

- 4 契約者は当社がカメラシステム保守のために本物件に入館することを承諾するものとします。入館する際は原則として契約者又は本物件の管理会社等の許可を得るものとするが、契約者又は管理会社等に連絡が取れず、かつ緊急やむを得ないときは、契約者又は管理会社等の承諾無く本物件に立ち入ることができるものとします。なお、契約者は入館するための開錠手配等に協力するものとします。
- 5 契約者は、当社及び当社の再委託者が、本物件の入居者に対する防犯カメラ保守サービスに関連する各種案内のために本物件へ立ち入り、各種案内書類を配付することがあることを予め承諾するものとします。

#### 第5条（カメラ保守サービスの開始日）

防犯カメラ保守サービスの提供及びレンタル開始日が確定したときに、契約者に対して通知するものとします。ただし、通信回線工事の遅延その他の正当な理由があるときは、当社は、契約者に対して事前に通知することにより、サービス開始日及び課金開始日を変更することができるものとします。

#### 第6条（再委託）

- 1 当社は、防犯カメラ保守サービスに関する業務の一部又は全部を当社の再委託者に委託することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
- 2 前項に基づき、当社が再委託者に委託する場合、当社は防犯カメラ保守サービス契約と同様の義務を再委託者に課すものとし、再委託者の行為に関し一切の責を負うものとします。

#### 第7条（料金）

- 1 本章に基づき、契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払うサービス料はオプション申込書で定めた金額のとおりとします。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、サービス料に変動後の税率により計算した消費税等を加算し、算出するものとします。
- 2 サービス料の支払いについては当月末締め翌月末日まで払い（当社の指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなります。）とし、支払方法については当社の指定する金融機関の指定口座に現金振込みにて対応又は契約者の銀行口座からの口座振替による対応のうち、当社の指定する方法により支払うものとします。なお、金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとします。また、支払いにかかる金融機関の手数料は、契約者の負担とします。
- 3 当社は、契約者が支払期日までに支払を行わないときは、支払期日の翌日から支払

の前日までの日数に応じて、遅延金額に対し、年14.6%の割合で計算した金額を請求金額に加えて、遅延損害金として契約者に請求できるものとします。

- 4 当社は、契約者がサービス料の支払いを行わず、当社が督促を行ってもなお支払いがなされない場合には、サービス料の支払期日から相当期間経過後に、防犯カメラ保守サービスの停止及び防犯カメラ保守サービス契約の解約を行うことができるものとします。
- 5 利用日数が1か月に満たない場合のサービス料については、当月の日割りにより計算するものとします。なお、日割りにより端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てるものとする。ただし、本章第10条に基づき契約者からの意思表示により防犯カメラ保守サービス契約が終了し、その結果利用日数が1か月に満たない場合には、日割りによる計算は適用せずに、契約者は当社に対し1ヵ月分を支払うものとします。
- 6 当社の責に帰すべき事由により、防犯カメラ保守サービスを全く利用できない状態が24時間以上継続した場合、契約者の申し出により、当該状態の発生を当社が認知しうる状態になった時点から24時間を経過する毎に1日として日数を計算し、当月のサービス料は日割りにより減額するものとします。なお、日割りにより端数が生じた時は小数点以下を切り捨てるものとします。
- 7 防犯カメラ保守サービス契約締結後、経済情勢、諸物価の変動が生じた場合、当社の申し出により契約者当社協議しサービス料を変更することができるものとします。

## 第8条（免責事項等）

- 1 当社は、防犯カメラ保守サービスに関して、以下の各号に該当する場合において、当社の責めに帰することができない事由により防犯カメラ保守サービスが一時的に中断された場合は、当社は一切の責任を負わず、契約者は本章第7条のサービス料の支払いを免れないものとします。
  - （1）大規模災害等による不可抗力による場合
  - （2）通信回線障害、天災等不測の事故等による場合
  - （3）乙及び通信回線業者等の設備保守、点検、工事等による場合
  - （4）カメラシステムに障害が発生した場合
  - （5）カメラシステムの機能・性能を超える事由による場合
  - （6）本章第2条第3項に定める録画装置の再起動により防犯カメラ保守サービスの全部又は一部が利用できなくなる場合
  - （7）甲の管理権限の管理不備による場合
  - （8）その他乙の責に帰することができない事由による場合

- 2 防犯カメラ保守サービスの中断について、当社は防犯カメラ保守サービス契約の定めのほか、当社の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、カメラシステムにより撮影・録画・保存された録画面像を含むカメラ画像の利用等において第三者（入居者を当然に含みます。）の権利に配慮するとともに、防犯カメラ保守サービスが悪用されることのないよう適切な措置を講ずることとし、当社はこれに可能な範囲において協力するものとするものとします。
- 4 カメラ画像及び録画面像の取扱いについての全ての責は契約者が負い、当社はカメラ画像及び録画面像の取扱いについての一切の責から免れるものとします。なお、オプション申込書に記載されるカメラシステム以外で、契約者が設置するエレベーター内等のカメラからの画像について、カメラシステムの外部入力画像として録画に協力する場合も、その録画の如何、及びその外部入力録画面像についても、当社は一切の責から免れるものとします。
- 5 カメラ画像及び録画面像の取扱いについて、入居者その他の第三者からクレーム、異議申立、損害賠償請求等がなされた場合、契約者は自己の費用と責任により対応及び解決するものとします。
- 6 契約者は、防犯カメラ保守サービスが、防犯カメラの保守を行うことを目的としたものであり、実際に犯罪抑止効果が生じることや、犯罪行為等の原因究明等に資することは一切保証しないことはもとより、現実盗難・暴行・器物損害等の犯罪行為が発生した場合に契約者又は入居者若しくは第三者に生じた損害について、当社が一切これを賠償する責を負うものではないことを、予め承諾するものとします。
- 7 防犯カメラ保守サービスは、契約者が想定ないし期待するカメラ画像について、それらカメラ画像の閲覧、録画及び保存を保証しないものとします。
- 8 防犯カメラ保守サービスにおいて録画及び保存されたカメラ画像は、契約者自身の責任においてこれを管理するものとし、当該カメラ画像の管理は防犯カメラ保守サービスのサービス内容としないものとします。
- 9 当社は、防犯カメラ保守サービスにおいて録画及び保存されたカメラ画像につき、一切の権利を主張しないものとします。
- 10 防犯カメラ保守サービスの中断について、本章第14条に定める場合を除き、契約者の当社に対する損害賠償請求は、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求原因の如何にかかわらず、本章第7条第6項に定める額を限度とし、当社は、これを超える損害賠償責任を一切負わないものとします。

## 第9条（有効期間）

- 1 防犯カメラ保守サービス契約の有効期間は、オプション申込書に定める期間とします。

- 2 防犯カメラ保守サービス契約は、契約満了日の3か月前までに書面により契約者又は当社のいずれからも何ら申し出がないときは、有効期間が更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第10条（契約の解約）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対して3か月前までに書面による意思表示をすることにより、防犯カメラ保守サービス契約を契約者と当社双方協議のうえ、解約することができます。
- 2 契約者又は当社が本約款又は防犯カメラ保守サービス契約に違反した場合、各相手方は書面により相当の期間を定めて是正の催告を行った後、なお是正されない場合は直ちに防犯カメラ保守サービス契約を解約できるものとします。
- 3 契約者は、インターネットサービス契約を前提とした契約であり、インターネットサービス契約が解約等により終了した場合、防犯カメラ保守サービス契約も連動して終了することを予め承諾するものとします。
- 4 契約者及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知催告をすることなく防犯カメラ保守サービス契約を解約することができるものとします。
  - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、公租公課滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
  - (2) 会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられた時、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始若しくは破産の申し立てをした時、又は、第三者からこれらの申立てがなされたとき
  - (3) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は支払停止状態に至ったとき
- 5 本章第5条第3項の事由により防犯カメラ保守サービスの継続提供が不可となった場合、当社は防犯カメラ保守サービス契約を直ちに解約できるものとします。

#### 第11条（録画画像に関する特例）

契約者は、以下の各号の事項を予め承諾するものとします。

- (1) 当社は、本章第9条第1項の有効期間の間は、本章第2条第1項第4号に定める保守対応オンサイトサービスの実施にあたり、障害除去等のためカメラシステム機器を交換した場合、交換前のカメラシステム機器については、当社にて当社の事務所等に引き上げること
- (2) 当社は、前号により交換前のカメラシステム機器を引き上げた場合、録画された画像については、本章第2条第5項及び本章第8条第8項の定めにか

かわらず、本物件からカメラシステム機器を引き上げた日の1か月後に当社にて消去すること

#### 第12条（個人情報の保護）

- 1 乙は、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」といいます。）を遵守し、本約款及び防犯カメラ保守サービス契約に基づき取得した個人情報（個人情報保護法において定義されたものをいい、以下単に「個人情報」といいます。）を適正に取り扱うものとし、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
- 2 当社は、個人情報を適切かつ厳重に保管管理し、個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破壊等を防止するために必要かつ適切な安全措置を講じるものとします。
- 3 当社は、契約者から提供を受けた個人情報の返却又は消去を相手方が求めた場合は、合理的な理由がない限り、その指示に応じるものとします。
- 4 当社は、個人情報の漏洩等の事故を知った場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに契約者に報告すると共に必要な対応策を協議するものとします。
- 5 当社は、個人情報に関し、前各項に定めなき事項については、「個人情報の保護に関する法律」ほか各種法令に基づいて取り扱うものとします。

#### 第13条（秘密保持）

契約者は、防犯カメラ保守サービスの提供に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、防犯カメラ保守サービス契約の有効期間中及び防犯カメラ保守サービス契約の終了後であっても、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本約款及び防犯カメラ保守サービス契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1）開示を受けたとき（又は情報を入手したとき。以下、同様。）、既に所有していた情報
- （2）開示を受けたとき公知の情報、又は開示を受けた後、その責によらず公知となった情報
- （3）正当な開示権限を有する第三者から要請があった場合の、その要請の対象となる情報
- （4）開示された秘密情報を使用することなく、独自の開発等を通じて自ら知得した情報

- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

#### 第14条 (反社会的勢力の排除)

- 1 契約者及び当社は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)であること
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
  - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
  - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
  - (4) その他これらに準ずる行為
- 3 契約者又は当社は、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解約の意思を書面で通知の上、直ちに防犯カメラ保守サービス契約を解約することができます。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解約権を行使した他方当事者に対し、当該解約に基づく損害賠償を請求することはできません。
- 4 前項に定める解約は、解約権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げません。

#### 第15条（当事者の変更）

- 1 本物件の売却、相続等の事由により、契約者の契約上の地位が第三者に変更される場合には、契約者は速やかに当社へ通知のうえ、当社所定の契約名義変更の手続きを行うものとします。
- 2 契約者が本物件の管理会社等の場合において、管理会社等の変更が生じたときは、防犯カメラ保守サービスを継続して提供できるように変更後の管理会社等又は本物件の所有者等との間で防犯カメラ保守サービス契約と同等の契約を締結できるよう努めるものとします。

#### 第16条（契約内容の変更）

契約者及び当社は、防犯カメラ保守サービス契約の内容を協議の上、書面をもって一部変更することができるものとします。

#### 第17条（協議）

本約款又は防犯カメラ保守サービス契約に定めのない事項及び本約款又は防犯カメラ保守サービス契約に関連して生じた疑義については、各当事者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

#### 第18条（準拠法）

本約款及び防犯カメラ保守サービス契約は、日本法に準拠するものとします。

#### 第19条（合意管轄）

本約款及び防犯カメラ保守サービス契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第4章 防犯カメラクラウドレンタルサービス契約

#### 第1条（定義）

本章においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

##### （1）防犯カメラ

オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載されたカメラとします

##### （2）カメラ画像

本条第1号の防犯カメラで撮影された画像とします。

##### （3）録画サービス

本条第2号のカメラ画像を録画・保存・再生する機能としてNHN株式会社が提供するサービスである「トーストカム Biz サービス」(以下、「トーストカム Biz」といいます。)とします。

トーストカム Biz の利用については、防犯カメラクラウドレンタルサービス契約に定めるものを除き、NHN株式会社の「トーストカム Biz サービス利用規約 (<https://biz.toastcam.com/#/termsJP>)」(以下、「NHN利用規約」といいます。)に定める条件のとおりとします。

#### (4) 録画画像

本条第3号のトーストカム Biz に録画・保存されたカメラ画像とします。

#### (5) カメラシステム

オプション申込書(カメラシステム機器内訳)に記載された防犯カメラ、トーストカム Biz 及び配線等により構成されるシステムとします。

#### (6) 防犯カメラクラウドレンタルサービス

防犯カメラクラウドレンタルサービス契約に基づき、カメラシステムを利用して当社が提供するサービスをいい、その内容は本章第2条に定めるとおりとします。

#### (7) インターネットサービス

別途締結される契約(以下、「インターネットサービス契約」といいます。)に基づき当社により提供されるインターネット接続サービスとします。

#### (8) インターネット設備

インターネットサービス契約に定める、本物件における当社のインターネットサービスを提供するための共用部のインターネット関連設備とします。

#### (9) 管理権限

契約者が本章第2条第1項第1号に定めるカメラ録画画像の検索機能(以下、「画像検索サービス」といいます。)を自ら利用する場合に必要なアカウントといたします。トーストカム Biz を利用するために必要な「ID」、「パスワード」及び管理権限の管理責任は契約者が負うものとします。

#### (10) 管理権限者

契約者が自ら画像検索サービスを利用するために、本条第9号の管理権限を付与した者とします。

### 第2条 (防犯カメラクラウドレンタルサービスの内容)

1 当社が提供する防犯カメラクラウドレンタルサービスは、次の各号に定める内容によるものとします。

#### (1) 「録画画像の検索機能」

契約者が自ら用意するパーソナルコンピューターで利用可能なクラウド録画の再生、検索ができる機能を提供します。なお、上記機能の利用に際し、当社は契約者に対して契約者が指定する 1 つのメールアドレスに対し管理権限トーストカム Biz に設定し提供するものとします。また、契約者は、トーストカム Biz を利用するに当たって、防犯カメラクラウドレンタルサービス契約に定めるものを除き、NHN利用規約に定める条件を遵守しなければならないものとします。

(2) 「遠隔動作監視サービス」

カメラの動作異常(クラウド録画が利用できない状態)を検知した時に、トーストカム Biz を利用し動作監視を行うものとします。

(3) 「遠隔調査サービス」

前号の遠隔動作監視サービスによる異常信号の受信(クラウド録画が利用できない状態)又は契約者からの申告により、カメラ画像やクラウド録画の動作状態を、インターネットサービスを利用したネットワークにより遠隔で確認及び調査します。なお、契約者の当該申告は本条第 6 項に定める窓口に対して行なうものとします。

(4) 「保守対応オンサイトサービス」

前号の遠隔調査サービス又は契約者からの申告により、カメラシステムに故障や障害等を確認し、本物件現地にて保守対応の実施が必要と判断した場合、当社又は当社の再委託者により修理若しくは部品交換等による障害除去を行うものとします。なお、契約者の当該申告は本条第 6 項に定める窓口に対して行なうものとします。

(5) 「サポートサービス」

本条第 6 項に定める窓口にて、本条第 1 項第 1 号に定める画像検索サービス等の利用方法等について契約者のサポートを行うものとします。

- 2 契約者はインターネット設備やカメラシステムの障害若しくは過度の負荷、停電、メンテナンス等により、本条第 1 項第 1 号から第 3 号の全部又は一部が利用できない場合があることを予め承諾するものとします。
- 3 防犯カメラの取付け位置は、オプション申込書(カメラシステム機器内訳)に記載するとおりとします。
- 4 録画画像の権利は、第三者に権利の全部又は一部が帰属する場合を除き、全て契約者に帰属するものとします。
- 5 本条第 1 項第 4 号の保守対応オンサイトサービスにおいて、障害等の要因が契約者の使用管理の不備による場合は、修理・部品交換等の障害等除去に要する費用は、契約者の負担とする。また、当社の責によらないカメラ機器の破損・故障その他の

不具合（ただし、経年による劣化は除きます。）については、復旧又は補修にかかる費用は契約者にて負担するものとします。

- 6 当社は、本条第1項第3号及び第4号に定める契約者からの申告並びに本条第1項第5号に定めるサポートサービス受け付けのための窓口（以下、「ヘルプデスク」といいます。）を設けるものとします。ヘルプデスクの受付日時は全日の24時間とします。
- 7 現地オンサイト対応時間については原則として平日9時から17時とし、当社は可能な範囲で迅速な復旧に努めるものとします。ただし、人員手配・天候・機材調達等の理由により、現地対応及び復旧に時間を要する場合があることを予め契約者は了承するものとします。

### 第3条（レンタル提供）

当社は、本章第10条第1項の有効期間中、カメラシステム機器を契約者にレンタルするものとします。

### 第4条（所有権）

カメラシステム機器の所有権は、オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載のとおりとする。なお、録画画像の権利は、本章第2条第4項に定めるとおりとします。

### 第5条（契約者の協力）

- 1 契約者は、当社又は当社の再委託者が防犯カメラクラウドレンタルサービスを提供するために、必要な範囲においてインターネット設備を利用することを承諾するものとします。また、カメラ稼働と保守の際の電力については契約者が負担するものとします。
- 2 契約者は、カメラシステムを本来の用途に従い利用するものとし、機器故障・作動不良等を発見した場合には、すみやかにヘルプデスクを通じて当社に通知するものとします。
- 3 契約者は、契約者が当社の承諾なしにインターネット設備やカメラシステムの構成を変更した場合、当社による防犯カメラクラウドレンタルサービスの全部又は一部の提供ができない事態が生じ得ることを予め承諾するものとします。
- 4 契約者は当社がカメラシステム保守のために本物件に入館することを承諾するものとします。入館する際は原則として契約者又は本物件の管理会社等の許可を得るものとするが、契約者又は管理会社等に連絡が取れず、かつ緊急やむを得ないとき

は、契約者又は管理会社等の承諾無く本物件に立ち入ることができるものとします。  
なお、契約者は入館するための開錠手配等に協力するものとします。

- 5 契約者は、当社及び当社の再委託者が、本物件の入居者に対する防犯カメラクラウドレンタルサービスに関連する各種案内のために本物件へ立ち入り、各種案内書類を配付することがあることを予め承諾するものとします。

#### 第6条（防犯カメラクラウドレンタルサービスの開始日）

防犯カメラクラウドレンタルサービスの提供及びレンタル開始日が確定したときに、契約者に対して通知するものとします。ただし、通信回線工事の遅延その他の正当な理由があるときは、当社は、契約者に対して事前に通知することにより、サービス開始日及び課金開始日を変更することができるものとします。

#### 第7条（再委託）

- 1 当社は、防犯カメラクラウドレンタルサービスに関する業務の一部又は全部を当社の再委託者に委託することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
- 2 前項に基づき、当社が再委託者に委託する場合、当社は防犯カメラクラウドレンタルサービス契約と同様の義務を再委託者に課すものとし、再委託者の行為に関し一切の責を負うものとします。

#### 第8条（料金）

- 1 本章に基づき、契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払うサービス料はレンタル料及びクラウド料とし、当該料金はオプション申込書で定めた金額のとおりとします。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、サービス料に変動後の税率により計算した消費税等を加算し、算出するものとします。
- 2 サービス料の支払いについては当月末締め翌月末日まで払い（当社の指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなります。）とし、支払方法については当社の指定する金融機関の指定口座に現金振込みにて対応又は契約者の銀行口座からの口座振替による対応のうち、当社の指定する方法により支払うものとします。なお、金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとします。また、支払いにかかる金融機関の手数料は、契約者の負担とします。
- 3 当社は、契約者が支払期日までに支払を行わないときは、支払期日の翌日から支払の前日までの日数に応じて、遅延金額に対し、年14.6%の割合で計算した金額

を請求金額に加えて、遅延損害金として契約者に請求できるものとします。

- 4 当社は、契約者がサービス料の支払いを行わず、当社が督促を行ってもなお支払いがなされない場合には、サービス料の支払期日から相当期間経過後に、防犯カメラクラウドレンタルサービスの停止及び防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の解約を行うことができるものとします。
- 5 利用日数が1か月に満たない場合のサービス料については、当月の日割りにより計算するものとします。なお、日割りにより端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てるものとする。ただし、本章第11条に基づき契約者からの意思表示により防犯カメラクラウドレンタルサービス契約が終了し、その結果利用日数が1か月に満たない場合には、日割りによる計算は適用せずに、契約者は当社に対し1ヵ月分を支払うものとします。
- 6 当社の責に帰すべき事由により、防犯カメラクラウドレンタルサービスを全く利用できない状態が24時間以上継続した場合、契約者の申し出により、当該状態の発生を当社が認知しうる状態になった時点から24時間を経過する毎に1日として日数を計算し、当月のサービス料は日割りにより減額するものとします。なお、日割りにより端数が生じた時は小数点以下を切り捨てるものとします。
- 7 防犯カメラクラウドレンタルサービス契約締結後、経済情勢、諸物価の変動が生じた場合、当社の申し出により契約者当社協議しサービス料を変更することができるものとします。
- 8 防犯カメラクラウドレンタルサービスの録画画像の保存期間は、オプション申込書に定めた期間のとおりとします。本条第1項の定めにかかわらず、契約者が当該保存期間およびクラウド料の変更を希望する場合、変更月の前々月末日までに当社所定の方法により当社へ申し出ることにより、変更月1日から保存期間およびクラウド料を変更することができます。この場合、当社は保存期間変更に伴うクラウド料の変更通知書を契約者へ送付します。

#### 第9条（免責事項等）

- 1 当社は、防犯カメラクラウドレンタルサービスに関して、以下の各号に該当する場合において、当社の責めに帰することができない事由により防犯カメラクラウドレンタルサービスが一時的に中断された場合は、当社は一切の責任を負わず、契約者は本章第8条のサービス料の支払いを免れないものとします。
  - (1) 大規模災害等による不可抗力による場合
  - (2) 通信回線障害、天災等不測の事故等による場合
  - (3) 当社及び通信回線業者等の設備保守、点検、工事等による場合
  - (4) カメラシステムに機能障害が発生した場合

- (5) カメラシステムの機能・性能を超える事由による場合
  - (6) トーストカム Biz 又はインターネットサービスのサーバーメンテナンス、保守作業、障害修復作業等の理由によりカメラサービスの全部又は一部が利用できなくなる場合
  - (7) 契約者の管理権限の管理不備による場合
  - (8) その他乙の責に帰することができない事由による場合
- 2 防犯カメラクラウドレンタルサービスの中断について、当社は防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の定めのほか、当社の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。
  - 3 契約者は、カメラシステムにより撮影・録画・保存された録画面像を含むカメラ画像の利用等において第三者（入居者を当然に含みます。）の権利に配慮するとともに、防犯カメラクラウドレンタルサービスが悪用されることのないよう適切な措置を講ずることとし、当社はこれに可能な範囲において協力するものとします。
  - 4 カメラ画像及び録画面像の取扱いについての全ての責は契約者が負い、当社はカメラ画像及び録画面像の取扱いについての一切の責から免れるものとします。なお、オプション申込書に記載されるカメラシステム以外で、契約者が設置するエレベーター内等のカメラからの画像について、カメラシステムの外部入力画像として録画に協力する場合も、その録画の如何、及びその外部入力録画面像についても、当社は一切の責から免れるものとします。
  - 5 カメラ画像及び録画面像の取扱いについて、入居者その他の第三者からクレーム、異議申立、損害賠償請求等がなされた場合、契約者は自己の費用と責任により対応及び解決するものとします。
  - 6 契約者は、防犯カメラクラウドレンタルサービスが、防犯カメラをレンタルすることを目的としたものであり、実際に犯罪抑止効果が生じることや、犯罪行為等の原因究明等に資することは一切保証しないことはもとより、現実に盗難・暴行・器物損害等の犯罪行為が発生した場合に契約者又は入居者若しくは第三者に生じた損害について、当社が一切これを賠償する責を負うものではないことを、予め承諾するものとします。
  - 7 防犯カメラクラウドレンタルサービスは、契約者が想定ないし期待するカメラ画像について、それらカメラ画像の閲覧、録画及び保存を保証しないものとします。
  - 8 防犯カメラクラウドレンタルサービスにおいて録画及び保存されたカメラ画像は、契約者自身の責任においてこれを管理するものとし、当該カメラ画像の管理は防犯カメラクラウドレンタルサービスのサービス内容としないものとします。
  - 9 当社は、防犯カメラクラウドレンタルサービスにおいて録画及び保存されたカメラ画像につき、一切の権利を主張しないものとします。

- 10 防犯カメラクラウドレンタルサービスの中断について、本章第17条に定める場合を除き、契約者の当社に対する損害賠償請求は、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求原因の如何にかかわらず、本章第8条第6項に定める額を限度とし、当社は、これを超える損害賠償責任を一切負わないものとします。

#### 第10条（有効期間）

- 1 防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の有効期間は、オプション申込書に定める期間とします。
- 2 防犯カメラクラウドレンタルサービス契約は、契約満了日の3か月前までに書面により契約者又は当社のいずれからも何ら申し出がないときは、有効期間が更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第11条（契約の解約）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対して3か月前までに書面による意思表示をすることにより、防犯カメラクラウドレンタルサービス契約を契約者と当社双方協議のうえ、解約することができます。
- 2 契約者は、本章第10条第1項において定める有効期間満了日までに防犯カメラクラウドレンタルサービス契約を中途解約する場合は下記の計算式で算出した解約金を一括して当社に支払うことにより、防犯カメラクラウドレンタルサービス契約を解約することができます。なお、解約日は解約月の末日とし、日割り計算は行わないものとします。

#### 記

解約金＝

本章第8条第1項のレンタル料月額×解約する日から契約満了日までの残存月数

以上

- 3 契約者又は当社が本約款又は防犯カメラクラウドレンタルサービス契約に違反した場合、各相手方は書面により相当の期間を定めて是正の催告を行った後、なお是正されない場合は直ちに防犯カメラクラウドレンタルサービス契約を解約できるものとします。
- 4 契約者は、インターネットサービス契約を前提とした契約であり、インターネットサービス契約が解約等により終了した場合、本条第2項に定める算出方法により算出した解約金を一括して当社に支払うものとし、防犯カメラクラウドレンタルサー

ビス契約も同時に終了することを予め承諾するものとします。なお、本章第10条第2項により契約期間が1年間延長された期間においてインターネットサービス契約が終了したときは、本契約に基づく解約金は生じないものとします。

- 5 契約者及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知催告をすることなく防犯カメラクラウドレンタルサービス契約を解約することができるものとします。
  - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、公租公課滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
  - (2) 会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられた時、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始若しくは破産の申立てをした時、又は、第三者からこれらの申立てがなされたとき
  - (3) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は支払停止若しくは支払不能に至ったとき
- 6 本章第5条第3項の事由により防犯カメラクラウドレンタルサービスの継続提供が不可となった場合、当社は防犯カメラクラウドレンタルサービス契約を直ちに解約できる。
- 7 防犯カメラクラウドレンタルサービス契約が次の各号により解約される場合で、かつ本章第10条第1項において定める有効期間内の場合、当該有効期間満了日までの本章第8条第1項のサービス料相当額(本条第2項の計算式に基づき算出した額に、トーストカム Biz の解約が完了するまでに生じる本章第8条第1項のクラウド料を加算した額をいう。)を中途解約に伴う解約金として一括して、当社の請求後、直ちに支払うものとします。
  - (1) 契約者が本約款又は防犯カメラクラウドレンタルサービス契約に違反したことによる本条第3項に基づく防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の解約
  - (2) 契約者が本条第5項に該当したことによる防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の解約
  - (3) 本条第6項による防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の解約
  - (4) 契約者が本章第17条第3項に定める場合に該当したことによる防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の解約

## 第12条 (レンタル品の返還)

契約者は、防犯カメラクラウドレンタルサービス契約が終了した場合、カメラシステム機器を直ちに当社に返還しなければなりません。ただし、契約者と当社双方協

議により、契約者が当社から当該機器の全部又は一部を譲り受ける場合はこの限りではありません。

#### 第13条（契約終了に伴う録画画像の消去）

防犯カメラクラウドレンタルサービス契約終了日の翌日に管理権限及び録画画像は自動的に消去されることにつき、契約者は予め承諾するものとします。契約者は、録画画像を保存する必要があるときは、契約終了日までに予め自らの負担と費用をもって録画画像をバックアップするものとします。

#### 第14条（原状回復）

本章第12条に定めるレンタル品返還に伴い、レンタル品取付部の補修工事等が必要な場合、全て契約者の負担でこれを行なうものとします。

#### 第15条（個人情報の保護）

- 1 当社は、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」といいます。）を遵守し、本約款及び防犯カメラクラウドレンタルサービス契約に基づき取得した個人情報（個人情報保護法において定義されたものをいい、以下単に「個人情報」といいます。）を適正に取り扱うものとし、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
- 2 当社は、個人情報を適切かつ厳重に保管管理し、個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破壊等を防止するために必要かつ適切な安全措置を講じるものとします。
- 3 当社は、契約者から提供を受けた個人情報の返却又は消去を相手方が求めた場合は、合理的な理由がない限り、その指示に応じるものとします。
- 4 当社は、個人情報の漏洩等の事故を知った場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに契約者に報告すると共に必要な対応策を協議するものとします。
- 5 当社は、個人情報に関し、前各項に定めなき事項については、「個人情報の保護に関する法律」ほか各種法令に基づいて取り扱うものとします。

#### 第16条（秘密保持）

契約者は、防犯カメラクラウドレンタルサービスの提供に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の有効期間中及び防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の終了後であっても、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本約款及び防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の履行以外の目的に使用し

てはならず、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受けたとき（又は情報を入手したとき。以下、同様。）、既に保有していた情報
- (2) 開示を受けたとき公知の情報、又は開示を受けた後、その責によらず公知となった情報
- (3) 正当な開示権限を有する第三者から要請があった場合の、その要請の対象となる情報
- (4) 開示された秘密情報を使用することなく、独自の開発等を通じて自ら知得した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
  - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為

(3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為

(4) その他これらに準ずる行為

- 3 契約者又は当社は、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解約の意思を書面で通知の上、直ちに防犯カメラクラウドレンタルサービス契約を解約することができます。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解約権を行使した他方当事者に対し、当該解約に基づく損害賠償を請求することはできません。
- 4 前項に定める解約は、解約権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げません。

#### 第18条（当事者の変更）

- 1 本物件の売却、相続等の事由により、契約者の契約上の地位が第三者に変更される場合には、契約者は速やかに当社へ通知のうえ、当社所定の契約名義変更の手続きを行うものとします。
- 2 契約者が本物件の管理会社等の場合において、管理会社等の変更が生じたときは、防犯カメラクラウドレンタルサービスを継続して提供できるように変更後の管理会社等又は本物件の所有者等との間で防犯カメラクラウドレンタルサービス契約と同等の契約を締結できるよう努めるものとします。ただし、同等の契約を締結できた場合には、本章第11条第2項ただし書きの規定は適用しないものとする。

#### 第19条（契約内容の変更）

契約者及び当社は、防犯カメラクラウドレンタルサービス契約の内容を協議の上、書面をもって一部変更することができるものとします。

#### 第20条（協議）

本約款又は防犯カメラクラウドレンタルサービス契約に定めのない事項及び本約款又は防犯カメラクラウドレンタルサービス契約に関連して生じた疑義については、各当事者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

#### 第21条（準拠法）

本約款及び防犯カメラクラウドレンタルサービス契約は、日本法に準拠するものとします。

#### 第22条（合意管轄）

本約款及び防犯カメラクラウドレンタルサービス契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第5章 防犯カメラクラウド保守サービス契約

### 第1条（定義）

本章においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### （1）防犯カメラ

オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載されたカメラとします。

#### （2）カメラ画像

本条第1号の防犯カメラで撮影された画像とします。

#### （3）録画サービス

本条第2号のカメラ画像を録画・保存・再生する機能としてNHN株式会社が提供するサービスである「トーストカム Biz サービス」(以下、「トーストカム Biz」といいます。)とします。

トーストカム Biz の利用については、防犯カメラクラウド保守サービス契約に定めるものを除き、NHN株式会社の「トーストカム Biz サービス利用規約 (<https://biz.toastcam.com/#/termsJP>)」(以下、「NHN利用規約」といいます。)に定める条件のとおりとします。

#### （4）録画画像

本条第3号のトーストカム Biz に録画・保存されたカメラ画像とします。

#### （5）カメラシステム

オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載された防犯カメラ、トーストカム Biz 及び配線等により構成されるシステムとします。

#### （6）防犯カメラクラウド保守サービス

本章に基づき、カメラシステムを利用して当社が提供するサービスをいい、その内容は本章第2条に定めるとおりとします。

#### （7）インターネットサービス

別途締結される契約（以下、「インターネットサービス契約」といいます。）に基づき当社により提供されるインターネット接続サービスとします。

#### （8）インターネット設備

インターネットサービス契約に定める、本物件における当社のインターネットサービスを提供するための共用部のインターネット関連設備とします。

#### （9）管理権限

契約者が本章第2条第1項第1号に定めるカメラ録画画像の検索機能(以下、「画像検索サービス」といいます。)を自ら利用する場合に必要なアカウントといたします。トーストカム Biz を利用するために必要な「ID」、「パスワード」及び管理権限の管理責任は契約者が負うものとします。

(10) 管理権限者

契約者が自ら画像検索サービスを利用するために、本条第9号の管理権限を付与した者とします。

第2条 (防犯カメラクラウド保守サービスの内容)

1 当社が提供する防犯カメラクラウド保守サービスは、次の各号に定める内容によるものとします

(1) 「録画画像の検索機能」

契約者が自ら用意するパーソナルコンピューターで利用可能なクラウド録画の再生、検索ができる機能を提供します。なお、上記機能の利用に際し、当社は契約者に対して契約者が指定する1つのメールアドレスに対し管理権限トーストカム Biz に設定し提供するものとします。また、契約者は、トーストカム Biz を利用するに当たって、防犯カメラクラウド保守サービス契約に定めるものを除き、NHN利用規約に定める条件を遵守しなければならないものとします。

(2) 「遠隔動作監視サービス」

カメラの動作異常(クラウド録画が利用できない状態)を検知した時に、トーストカム Biz を利用し動作監視を行うものとします。

(3) 「遠隔調査サービス」

前号の遠隔動作監視サービスによる異常信号の受信(クラウド録画が利用できない状態)又は契約者からの申告により、カメラ画像やクラウド録画の動作状態を、インターネットサービスを利用したネットワークにより遠隔で確認及び調査します。なお、契約者の当該申告は本条第8項に定める窓口に対して行なうものとします。

(4) 「保守対応オンサイトサービス」

前号の遠隔調査サービス又は契約者からの申告により、カメラシステムに故障や障害等を確認し、本物件現地にて保守対応の実施が必要と判断した場合、当社又は当社の再委託者により修理若しくは部品交換等による障害除去を行うものとします。なお、契約者の当該申告は本条第8項に定める窓口に対して行なうものとします。

(5) 「サポートサービス」

本条第8項に定める窓口にて、本条第1項第1号に定める画像検索サービス等の利用方法等について契約者のサポートを行うものとします。

- 2 契約者はインターネット設備やカメラシステムの障害若しくは過度の負荷、停電、メンテナンス等により、本条第1項第1号から第3号の全部又は一部が利用できない場合があることを予め承諾するものとします。
- 3 防犯カメラの取付け位置は、オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載するとおりとします。
- 4 録画画像の権利は、第三者に権利の全部又は一部が帰属する場合を除き、全て契約者に帰属するものとします。
- 5 本条第1項第4号の保守対応オンサイトサービスにおいて、防犯カメラ及び POE ハブの機器代を含む保守費用は当社の負担とします。ただし、本章第9条第1項の有効期間が経過した場合、防犯カメラおよび POE ハブの機器代は契約者の負担とします。
- 6 前項の定めにかかわらず、障害等の要因が契約者の使用管理の不備による場合は、修理・部品交換等の障害等除去に要する費用は、契約者の負担とします。また、当社の責によらないカメラシステム機器の破損・故障その他の不具合（ただし、経年による劣化は除きます。）については、復旧又は補修にかかる費用は契約者にて負担するものとします。
- 7 防犯カメラ及び POE ハブの機器保証は本章第9条第1項の有効期間となり、当該有効期間終了後に故障等が発生し交換対応をした場合は、防犯カメラ及び POE ハブの機器代金のみ契約者が負担するものとし、旧機の撤去や新機の設置設定費用は当社が負担します。なお、新機の価格について都度見積とします。
- 8 当社は、本条第1項第3号及び第4号に定める契約者からの申告並びに本条第1項第5号に定めるサポートサービス受け付けのための窓口（以下、「ヘルプデスク」といいます。）を設けるものとします。ヘルプデスクの受付日時は全日の24時間とします。
- 9 保守対応オンサイトサービス対応時間については原則として平日9時から17時とし、当社は可能な範囲で迅速な復旧に努めるものとします。ただし、人員手配・天候・機材調達等の理由により、現地対応及び復旧に時間を要する場合があることを予め甲は承諾するものとします。

### 第3条（所有権）

カメラシステム機器の所有権は、オプション申込書（カメラシステム機器内訳）に記載のとおりとする。なお、録画画像の権利は、第2条第4項に定めるとおりとします。

#### 第4条（契約者の協力）

- 1 契約者は、当社又は当社の再委託者が防犯カメラクラウド保守サービスを提供するために、必要な範囲においてインターネット設備を利用することを承諾するものとします。また、カメラ稼働と保守の際の電力については契約者が負担するものとします。
- 2 契約者は、カメラシステムを本来の用途に従い利用するものとし、機器故障・作動不良等を発見した場合には、すみやかにヘルプデスクを通じて当社に通知するものとします。
- 3 契約者は、契約者が当社の承諾なしにインターネット設備やカメラシステムの構成を変更した場合、当社による防犯カメラクラウド保守サービスの全部又は一部の提供ができない事態が生じ得ることを予め承諾するものとします。
- 4 契約者は当社がカメラシステム保守のために本物件に入館することを承諾するものとします。入館する際は原則として契約者又は本物件の管理会社等の許可を得るものとするが、契約者又は管理会社等に連絡が取れず、かつ緊急やむを得ないときは、契約者又は管理会社等の承諾無く本物件に立ち入ることができるものとします。なお、契約者は入館するための開錠手配等に協力するものとします。
- 5 契約者は、当社及び当社の再委託者が、本物件の入居者に対する防犯カメラクラウド保守サービスに関連する各種案内のために本物件へ立ち入り、各種案内書類を配付することがあることを予め承諾するものとします。

#### 第5条（防犯カメラクラウド保守サービスの開始日）

防犯カメラクラウド保守サービスの提供及びレンタル開始日が確定したときに、契約者に対して通知するものとします。ただし、通信回線工事の遅延その他の正当な理由があるときは、当社は、契約者に対して事前に通知することにより、サービス開始日及び課金開始日を変更することができるものとします。

#### 第6条（再委託）

- 1 当社は、防犯カメラクラウド保守サービスに関する業務の一部又は全部を当社の再委託者に委託することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
- 2 前項に基づき、当社が再委託者に委託する場合、当社は防犯カメラクラウド保守サービス契約と同様の義務を再委託者に課すものとし、再委託者の行為に関し一切の責を負うものとします。

#### 第7条（料金）

- 1 本章に基づき、契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払うサービス料は保守料及びクラウド料とし、当該料金はオプション申込書で定めた金額のとおりとします。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、サービス料に変動後の税率により計算した消費税等を加算し、算出するものとします。
- 2 サービス料の支払いについては当月末締め翌月末日まで払い（当社の指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなります。）とし、支払方法については当社の指定する金融機関の指定口座に現金振込みにて対応又は契約者の銀行口座からの口座振替による対応のうち、当社の指定する方法により支払うものとします。なお、金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとします。また、支払いにかかる金融機関の手数料は、契約者の負担とします。
- 3 当社は、契約者が支払期日までに支払を行わないときは、支払期日の翌日から支払の前日までの日数に応じて、遅延金額に対し、年14.6%の割合で計算した金額を請求金額に加えて、遅延損害金として契約者に請求できるものとします。
- 4 当社は、契約者がサービス料の支払いを行わず、当社が督促を行ってもなお支払いがなされない場合には、サービス料の支払期日から相当期間経過後に、防犯カメラクラウド保守サービスの停止及び防犯カメラクラウド保守サービス契約の解約を行うことができるものとします。
- 5 利用日数が1か月に満たない場合のサービス料については、当月の日割りにより計算するものとします。なお、日割りにより端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てるものとする。ただし、本章第10条に基づき契約者からの意思表示により防犯カメラクラウド保守サービス契約が終了し、その結果利用日数が1か月に満たない場合には、日割りによる計算は適用せず、契約者は当社に対し1ヵ月分を支払うものとします。
- 6 当社の責に帰すべき事由により、防犯カメラクラウド保守サービスを全く利用できない状態が24時間以上継続した場合、契約者の申し出により、当該状態の発生を当社が認知しうる状態になった時点から24時間を経過する毎に1日として日数を計算し、当月のサービス料は日割りにより減額するものとします。なお、日割りによる端数が生じた時は小数点以下を切り捨てるものとします。
- 7 防犯カメラクラウド保守サービス契約締結後、経済情勢、諸物価の変動が生じた場合、当社の申し出により契約者当社協議しサービス料を変更することができるものとします。
- 8 防犯カメラクラウド保守サービスの録画画像の保存期間は、オプション申込書に定めた期間のとおりとします。本条第1項の定めにかかわらず、契約者が当該保存期

間およびクラウド料の変更を希望する場合、変更月の前々月末日までに当社所定の方法により当社へ申し出ることにより、変更月1日から保存期間およびクラウド料を変更することができます。この場合、当社は保存期間変更に伴うクラウド料の変更通知書を契約者へ送付します。

## 第8条（免責事項等）

- 1 当社は、防犯カメラクラウド保守サービスに関して、以下の各号に該当する場合において、当社の責めに帰することができない事由により防犯カメラクラウド保守サービスが一時的に中断された場合は、当社は一切の責任を負わず、契約者は本章第7条のサービス料の支払いを免れないものとします。
  - （1）大規模災害等による不可抗力による場合
  - （2）通信回線障害、天災等不測の事故等による場合
  - （3）当社及び通信回線業者等の設備保守、点検、工事等による場合
  - （4）カメラシステムに障害が発生した場合
  - （5）カメラシステムの機能・性能を超える事由による場合
  - （6）トーストカム Biz 又はインターネットサービスのサーバーメンテナンス、保守作業、障害修復作業等の理由によりカメラサービスの全部又は一部が利用できなくなる場合
  - （7）契約者の管理権限の管理不備による場合
  - （8）その他乙の責に帰することができない事由による場合
- 2 防犯カメラクラウド保守サービスの中断について、当社は防犯カメラクラウド保守サービス契約の定めのほか、当社の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、カメラシステムにより撮影・録画・保存された録画面像を含むカメラ画像の利用等において第三者（入居者を当然に含みます。）の権利に配慮するとともに、防犯カメラクラウド保守サービスが悪用されることのないよう適切な措置を講ずることとし、当社はこれに可能な範囲において協力するものとするものとします。
- 4 カメラ画像及び録画面像の取扱いについての全ての責は契約者が負い、当社はカメラ画像及び録画面像の取扱いについての一切の責から免れるものとします。なお、オプション申込書に記載されるカメラシステム以外で、契約者が設置するエレベーター内等のカメラからの画像について、カメラシステムの外部入力画像として録画に協力する場合も、その録画の如何、及びその外部入力録画面像についても、当社は一切の責から免れるものとします。

- 5 カメラ画像及び録画画像の取扱いについて、入居者その他の第三者からクレーム、異議申立、損害賠償請求等がなされた場合、契約者は自己の費用と責任により対応及び解決するものとします。
- 6 契約者は、防犯カメラクラウド保守サービスが、防犯カメラを保守することを目的としたものであり、実際に犯罪抑止効果が生じることや、犯罪行為等の原因究明等に資することは一切保証しないことはもとより、現実には盗難・暴行・器物損害等の犯罪行為が発生した場合に契約者又は入居者若しくは第三者に生じた損害について、当社が一切これを賠償する責を負うものではないことを、予め承諾するものとします。
- 7 防犯カメラクラウド保守サービスは、契約者が想定ないし期待するカメラ画像について、それらカメラ画像の閲覧、録画及び保存を保証しないものとします。
- 8 防犯カメラクラウド保守サービスにおいて録画及び保存されたカメラ画像は、契約者自身の責任においてこれを管理するものとし、当該カメラ画像の管理は防犯カメラクラウド保守サービスのサービス内容としないものとします。
- 9 当社は、防犯カメラクラウド保守サービスにおいて録画及び保存されたカメラ画像につき、一切の権利を主張しないものとします。
- 10 防犯カメラクラウド保守サービスの中断について、本章第14条に定める場合を除き、契約者の当社に対する損害賠償請求は、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求原因の如何にかかわらず、本章第7条第6項に定める額を限度とし、当社は、これを超える損害賠償責任を一切負わないものとします。

#### 第9条（有効期間）

- 1 防犯カメラクラウド保守サービス契約の有効期間は、オプション申込書に定める期間とします。
- 2 防犯カメラクラウド保守サービス契約は、契約満了日の3か月前までに書面により契約者又は当社のいずれからも何ら申し出がないときは、有効期間が更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第10条（契約の解約）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対して3か月前までに書面による意思表示をすることにより、防犯カメラクラウド保守サービス契約を契約者と当社双方協議のうえ、解約することができます。
- 2 契約者又は当社が本約款又は防犯カメラクラウド保守サービス契約に違反した場合、各相手方は書面により相当の期間を定めて是正の催告を行った後、なお是正されない場合は直ちに防犯カメラクラウド保守サービス契約を解約できるものとし

ます。

- 3 契約者は、インターネットサービス契約を前提とした契約であり、インターネットサービス契約が解約等により終了した場合、防犯カメラクラウド保守サービス契約も連動して終了することを予め承諾するものとします。
- 4 契約者及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知催告をすることなく防犯カメラクラウド保守サービス契約を解約することができるものとします。
  - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、公租公課滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
  - (2) 会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられたとき、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始若しくは破産の申立てをしたとき、又は、第三者からこれらの申立てがなされたとき
  - (3) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は支払停止若しくは支払不能に至ったとき
- 5 本章第4条第3項の事由により防犯カメラクラウド保守サービスの継続提供が不可となった場合、当社は防犯カメラクラウド保守サービス契約を直ちに解約できるものとします。

#### 第11条（契約終了に伴う録画画像の消去）

防犯カメラクラウド保守サービス契約終了日の翌日に管理権限及び録画画像は自動的に消去されることにつき、契約者は予め承諾するものとします。契約者は、録画画像を保存する必要があるときは、契約終了日までに予め自らの負担と費用をもって録画画像をバックアップするものとします。

#### 第12条（個人情報の保護）

- 1 当社は、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」といいます。）を遵守し、本約款及び防犯カメラクラウド保守サービス契約に基づき取得した個人情報（個人情報保護法において定義されたものをいい、以下単に「個人情報」といいます。）を適正に取り扱うものとし、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
- 2 当社は、個人情報を適切かつ厳重に保管管理し、個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破壊等を防止するために必要かつ適切な安全措置を講じるものとします。
- 3 当社は、契約者から提供を受けた個人情報の返却又は消去を相手方が求めた場合は、合理的な理由がない限り、その指示に応じるものとします。

- 4 当社は、個人情報の漏洩等の事故を知った場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに契約者に報告すると共に必要な対応策を協議するものとします。
- 5 当社は、個人情報に関し、前各項に定めなき事項については、「個人情報の保護に関する法律」ほか各種法令に基づいて取り扱うものとします。

### 第13条（秘密保持）

契約者は、防犯カメラクラウド保守サービスの提供に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、防犯カメラクラウド保守サービス契約の有効期間中及び防犯カメラクラウド保守サービス契約の終了後であっても、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本約款及び防犯カメラクラウド保守サービス契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1）開示を受けたとき（又は情報を入手したとき。以下、同様。）、既に保有していた情報
- （2）開示を受けたとき公知の情報、又は開示を受けた後、その責によらず公知となった情報
- （3）正当な開示権限を有する第三者から要請があった場合の、その要請の対象となる情報
- （4）開示された秘密情報を使用することなく、独自の開発等を通じて自ら知得した情報
- （5）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

### 第14条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - （1）自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること
  - （2）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - （3）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - （4）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証するものとします。

(1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為

(2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為

(3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為

(4) その他これらに準ずる行為

3 契約者又は当社は、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解約の意思を書面で通知の上、直ちに防犯カメラクラウド保守サービス契約を解約することができます。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解約権を行使した他方当事者に対し、当該解約に基づく損害賠償を請求することはできません。

4 前項に定める解約は、解約権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げません。

#### 第15条（当事者の変更）

1 本物件の売却、相続等の事由により、契約者の契約上の地位が第三者に変更される場合には、契約者は速やかに当社へ通知のうえ、当社所定の契約名義変更の手続きを行うものとします。

2 契約者が本物件の管理会社等の場合において、管理会社等の変更が生じたときは、防犯カメラクラウド保守サービスを継続して提供できるように変更後の管理会社等又は本物件の所有者等との間で防犯カメラクラウド保守サービス契約と同等の契約を締結できるよう努めるものとします。

#### 第16条（契約内容の変更）

契約者及び当社は、防犯カメラクラウド保守サービスの内容を協議の上、書面をもって一部変更することができるものとします

#### 第17条（協議）

本約款又は防犯カメラクラウド保守サービスに定めのない事項及び本約款又は防犯カメラクラウド保守サービスに関連して生じた疑義については、各当事者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

#### 第18条（準拠法）

本約款及び防犯カメラクラウド保守サービス契約は、日本法に準拠するものとします。

#### 第19条（合意管轄）

本約款及び防犯カメラクラウド保守サービス契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**【附則】**

- 1 本約款は、2026年7月1日から有効とします。